

法人向けインターネットバンキング 「AOZORA Business Partner」利用規定

法人向けインターネットバンキング「AOZORA Business Partner」利用規定（以下「この規定」といいます。）は、当行所定の手続を完了した法人（以下「契約者」といいます。）がインターネットに接続された当行所定のOSおよびブラウザを備えるパーソナルコンピュータ等の端末機器（以下「パソコン」といいます。）を使用して当行提供の法人向けインターネットバンキングサービス「AOZORA Business Partner」（以下「本サービス」といいます。）を利用する場合の当行の取扱いを記載したものです。契約者は、この規定の内容を十分に理解し、承認したうえで、自らの判断と責任において、本サービスを利用するものとします。

第1章 総則・共通事項

第1条（AOZORA Business Partner）

本サービスは、契約者が、自ら占有・管理するパソコンからインターネットを通じて当行所定の取引等の依頼をする場合に、当行所定の前提要件が充足されていることが当行において確認できることを条件として、利用することができます。

第2条（利用可能なサービス）

- (1)本サービスには、スタンダードコース、ライトコース、ライトコース mini があります。各コースでご利用いただけるサービス内容は以下のとおりです。

コース名	ご利用いただけるサービス内容
スタンダードコース	次の第①号および第②号の両サービス
ライトコース	次の第①号A. およびB. のサービスのみ
ライトコース mini	次の第①号A. のサービスのみ

①照会・振込振替サービス

- A. 残高照会・入出金明細照会
- B. 振込振替
- C. 振込入金明細照会

②データ伝送サービス

- A. 総合振込
- B. 給与振込

- (2)前項第①号B. および第②号において、振込振替指定日または振込指定日は、当行所定の銀行営業日（以下「営業日」といいます。）の中から、契約者が指定することができます。

- (3)当行は、前項の振込振替指定日または振込指定日を契約者に事前に通知することなく変更する場合があります。

第3条（利用申込）

(1)利用可能な契約者

本サービスをご利用いただける契約者は、当行が利用を認めた法人とします。

(2)利用申込書の提出

本サービスの利用を希望する場合、当行所定の本サービスに関する利用申込書を当行に提出することにより申込手続を行ってください。本サービスの利用契約（以下「本契約」といいます。）は、当行が申込を適当と判断し承諾した時点で成立するものとします。

- (3)次の各場合、当行は申込を承諾しないことがあります。この場合、申込者は異議を述べないものとします。

- ①申込時に当行が確認した事項の全部または一部に虚偽があることが判明した場合
- ②その他、当行が利用を不適当と判断した場合

- (4)申込の承諾後であっても、申込者が前項各号のいずれかに該当することが判明した場合、当行はその承認を取り消す場合があります。この場合、契約者は、本サービスの利用により発生した義務についてこの規定に従って履行する責任を免れないものとします。また、この場合に生じた損害について、当行は、理由のいかんを問わず、いかなる責任も負わないものとします。

- (5) 当行が利用申込書に使用された印影（または署名）を届出の印鑑（または署名鑑）と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうえは、印章（または署名）または利用申込書につき偽造、変造、盗用、不正使用その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当行は責任を負いません。

第4条（契約者による利用者の指定・操作権限の設定）

- (1) 契約者は、本サービスの全部または一部の取引を行う者として、次の各号に定める者（以下総称して「利用者」といいます。）を指定し、利用者別に操作権限を設定するものとします。

① マスターユーザ

契約者を代表する利用者（以下「マスターユーザ」といいます。）は1名のみ登録可能です。マスターユーザの登録は必ず行ってください。マスターユーザは、すべての取引を行うことができます。また、自身を含むすべての利用者を管理することができます。

② 管理者ユーザ

管理者権限を有する利用者（以下「管理者ユーザ」といいます。）は、マスターユーザが登録するものとします。

③ 一般ユーザ

一般ユーザ（管理者権限を有しない利用者をいいます。）は、マスターユーザまたは管理者ユーザが登録するものとします。

- (2) すべての利用者は、本サービスの利用にあたり電子メールアドレスの登録が必要です。

- (3) 契約者は、利用者の行為を監督し、この規定を遵守させ、利用者による本サービスの利用について、いっさいの責任を負うものとします。

第5条（パソコンの動作環境）

- (1) 契約者は、当行で推奨するオペレーティングシステムやブラウザを確認のうえ、契約者の負担および責任において本サービスの利用に適したパソコンの動作環境を準備し維持するものとします。

- (2) 本サービスの利用にあたり必要となる通信料金、インターネット接続料金、パソコンその他機器等の導入費用等については、契約者が負担するものとします。

第6条（利用口座・代表口座）

- (1) 契約者は、本サービスで利用する利用口座および代表口座を当行所定の方法により届出るものとします。ただし、利用口座および代表口座の各預金種目は当行が指定するものに限りません。

- (2) 当行は、前項の預金種目を、契約者に事前に通知することなく変更する場合があります。この場合、契約者は異議を述べないものとします。

- (3) 利用口座は当行本支店における契約者名義の口座に限りません。

- (4) 代表口座は、契約者が次の各号を確認したうえで、本サービスの利用申込時に利用口座の中から指定するものとします。

① 代表口座の変更はできないこと

② 本サービスの利用に係る手数料等の引落口座は、特に指定がない限り、代表口座となること

③ 代表口座が解約されると本契約は終了すること

第7条（本サービスの利用日・利用時間等）

- (1) 本サービスの利用日および利用時間は、当行が定めた利用日および利用時間内（以下「取扱時間」といいます。）とします。

- (2) 回線障害、回線工事、システムの維持、安全性の維持、その他必要な事由がある場合には、取扱時間中であっても契約者に予告することなく、当行は本サービスの全部または一部を一時停止または中止することがあります。

第8条（利用限度）

- (1) 本サービスの1日に取扱う取引金額の上限およびその他の利用限度は、当行が別に定めた限度内とします。

なお、これらのうち当行が適当と認めたものは、契約者がこの限度内で指定することもできます。

- (2) 当行は、前項の利用限度を契約者に事前に通知することなく変更する場合があります。

第9条（手数料等）

(1) 手数料等の種類

本サービスの利用にあたっては、当行が別に定める所定の手数料等（月額基本手数料、振込振替手数料、振込手数料、組戻手数料、振込変更手数料その他の手数料等を含みます。）がかかります。

(2) 手数料等の支払方法

前項の手数料等は、当行所定の日に、当行所定の取引関連諸規定（以下「関係規定」といいます。）の定めにかかわらず、通帳、証書、各種請求書、当座小切手その他いっさいの提出を要することなく、利用口座のうち契約者の選択または指定する口座（代表口座を含みます。）から当行所定の方法により自動的に引落します。

(3) 振込振替手数料等

契約者は、第(1)項の手数料等の自動引落しに関し、次のいずれかの方法を選択できるものとします。

①取引の都度、支払指定口座から自動引落しする方法

②1ヶ月分をとりまとめ合算して代表口座から自動引落しする方法

(4) 月額基本手数料

第(1)項の手数料等のうち、月額基本手数料は、1ヶ月に満たないサービス提供期間についても1ヶ月分の月額手数料がかかります。

第10条（本人確認等）

(1) 認証方式（ログイン方法）

①当行では、本サービスを利用する際の認証方法（ログイン方法）は「電子認証方式」のみの取扱いとなります。

②初回利用登録

- A. 当行は契約者あてに「ご利用開始のお知らせ」を契約者の届出住所に送付し、初回利用登録に必要な情報の一部を通知します。
- B. マスターユーザは、代表口座の取扱店、種目および口座番号のほか、利用申込書に記載した「仮ログインパスワード」および「仮確認用パスワード」を当行所定の方法でパソコンに入力し送信してください。
- C. 前記B.で入力・送信された情報と当行で登録済の情報との一致を確認した場合、当行は契約者とみなしますので、続けて「ログインID」「ログインパスワード」および「確認用パスワード」を登録してください。

③電子証明書

- A. 契約者は、本サービスについて発行される電子証明書を、当行所定の方法により、パソコンにインストールするものとします。その際、「ログインID」および「ログインパスワード」が必要となります。
- B. 電子証明書は当行所定の期間（以下「有効期間」といいます。）に限り有効です。契約者は、有効期間が満了する前に当行所定の方法により電子証明書の更新を行ってください。
- C. 当行は契約者に事前に通知することなく電子証明書のバージョンを変更する場合があります。
- D. 本サービスが解約された場合、電子証明書は無効となります。
- E. 電子証明書をインストールしたパソコンを譲渡・廃棄する場合、契約者は事前に当行所定の方法により電子証明書の削除（失効手続）を行うものとします。また、新しいパソコンを使用する場合には、当行所定の方法により電子証明書の再インストールを行うものとします。

④ワンタイムパスワード

- A. 契約者は、当行所定の方法により、ワンタイムパスワード生成機（以下「トークン」といいます。）を契約者のスマートフォン、タブレットまたはフィーチャーフォン（以下「スマートフォン等」といいます。）にインストールし、初期設定を行うものとします。
- B. 契約者は、当行所定の取引依頼等において、トークンが生成するワンタイムパスワードを入力し、当行に送信するものとします。
- C. トークンは有効期間に限り有効です。契約者は、有効期間が満了する前に当行所定の方法によりトークンの更新を行ってください。
- D. 当行は契約者に事前に通知することなくトークンのバージョンを変更する場合があります。
- E. 本サービスが解約された場合、トークンは無効となります。
- F. 契約者は、トークンをインストールしたスマートフォン等を譲渡・廃棄する場合は事前に、トークンをインストールしたスマートフォン等を紛失したり盗まれたりした場合は直ちに、当行所定の方法によりトークンの削除（失効手続）を行うものとします。また、新しいスマートフォン等を使用する場合には、当行所定の方法によりトークンの再インストールを行うものとします。

(2) 本人確認

契約者は、本サービスを利用する際には、当行の定める方法および手順に従って、「電子証明書」「ログインパスワード」「確認用パスワード」および「ワンタイムパスワード」（以下総称して「本人認証情報」といいます。）の全部または一部を当行に送信するものとし、当行は、受信した本人認証情報と登録済の本人

認証情報との一致を確認することにより、契約者について本人確認を行うものとします。

(3) 取引意思の確認

当行は、前項の本人確認および第 12 条第(2)項の依頼内容の確定が完了した時点で、次の各号を確認したものととして取扱います。

① 正当な取引権限を有する利用者により行われた契約者の有効な意思による依頼であること

② 当行が受信した第 12 条第(2)項の依頼内容はすべて真正なものであること

(4) 本人認証情報等の利用に関する留意事項

① 本人認証情報の厳重な管理

本人認証情報は、第三者に知られたり盗まれたりしないよう契約者自身の責任において厳重に管理するものとします。なお、当行役職員（当行が本サービスに関する業務を委託する会社の役職員を含みます。）から契約者に本人認証情報をお尋ねすることはありません。

② トークンの厳重な管理

トークンをインストールしたスマートフォン等を紛失したり盗まれたりしないよう契約者自身の責任において厳重に管理するものとします。

③ 届出

本人認証情報が第三者に知られたり盗まれたりした場合、またはそのおそれがある場合には、契約者は、当行所定の時間内に当行所定の書面により届出るものとします。この届出があったときは、当行は遅滞なく本サービスの利用を停止します。この場合、当行が本サービスの利用を停止する前に依頼を受付けて行った取引により生じた損害については、当行の過失によるものでない限り、当行は責任を負いません。

④ 失念

本人認証情報を失念した場合、契約者は、契約店に当行所定の書面を提出することにより、パスワードの再発行の手続を行うものとします。

⑤ 誤入力による利用停止

契約者が登録済の本人認証情報と異なる本人認証情報の送信を当行所定の回数以上連続して行ったときは、当行は安全のため本サービスの利用を停止します。この場合、契約者は、前号に準じて、パスワードの再発行の手続を行うものとします。ただし、当行が当該手続を行わない取扱いを適当と認めたときは、この限りではありません。

⑥ 定期的な変更・管理

安全性を高めるため、契約者は本人認証情報を定期的に変更するとともに、第 4 条第(3)項で定める契約者の利用者管理を厳正に行うこととします。

第 11 条（電子メール）

(1) 電子メールアドレスの登録

本サービスの利用開始にあたり、契約者はあらかじめインターネットを介してサービス利用登録を行うこととし、その際、ユーザ名と利用者の電子メール（Eメール）アドレスを登録することとします（登録した電子メールアドレスを以下「登録アドレス」といいます。）。

(2) 電子メールの利用

① 当行は資金の移動を伴う取引依頼の受付結果やその他の告知を登録アドレスあてに送信します。

② 登録アドレスを変更する場合には、利用者がサービス画面から変更登録を行うこととします。

(3) 電子メールの利用に関する留意事項

当行が登録アドレスあてに送信した電子メールについて、通信障害その他の理由による未着・延着が発生しても、通常到達すべき時に到達したものとみなします。

第 12 条（依頼方法）

(1) 依頼の方法

契約者は、第 10 条第(2)項に定める本人確認後、依頼内容を当行の定める方法および手順により、正確に当行あてに送信するものとします。

(2) 依頼内容の確定

当行は、契約者からの依頼内容をパソコンに表示するので、契約者は、その内容を確認のうえ、当行の定める方法および手順により依頼内容を当行に送信するものとします。契約者からの依頼内容は、これを当行が受信した時点で確定するものとします。

(3) 依頼内容の確認

① 依頼内容および処理結果について資金の移動を伴う場合、受付完了確認画面、取引状況照会機能、入出金明細照会機能、普通預金通帳への記帳等により、契約者の責任においてその取引内容を照合してください。万が一、取引内容に相違がある場合、直ちにその旨を当行に連絡してください。

②依頼内容等について、契約者と当行の間に疑義が生じたときは、当行が保存する電磁的記録等の記録内容を正当なものとして取扱います。

第13条（届出事項の変更）

(1) 変更の届出

①契約者は、印章、名称、商号、代表者、住所、電話番号その他の届出事項に変更がある場合には、直ちに契約者から書面その他当行所定の方法により届出てください。ただし、届出事項のうち、代表口座の変更は、本契約の解約・再申込の方法により行ってください。

②前号の場合、当行は遅滞なく変更処理を行います。

③当行が前号の変更処理を行う前に依頼を受付けて行った取引により生じた損害については、当行の責めに帰すべき事由による場合を除き、当行は責任を負いません。

(2) 通知等の延着・未着

前項に定める届出事項の変更の届出がなかったなど、契約者の責めに帰すべき事由により、当行からの通知または送付する書類等が延着しまたは到着しなかった場合には、通常到達すべき時に到達したものとみなします。

第14条（契約者情報の取扱い）

本サービスの利用に関し、当行は契約者の情報を本サービスの提供に必要な範囲に限り、当行の子会社、関連会社、業務委託先、代理人、またはその他の第三者に処理させることができます。また、当行は、法令、裁判手続その他の法的手続、または監督官庁により、契約者の情報の提出を求められた場合には、その要求に従うことができます。

第15条（日本国外からの利用）

本サービスは、原則として、日本国内からの利用に限るものとします。契約者は、日本国外からの利用について各国の法律・制度・通信事情・端末の仕様その他の事由により本サービスの全部または一部の利用ができないこと、ならびに、日本国外からの利用によって生じた損害について、当行が責任を負わないことに同意します。

第16条（禁止行為）

(1) 譲渡・質入れ

契約者は、理由のいかんを問わず、本契約上の地位その他本サービスに係るいっさいの権利を、譲渡、質入れその他第三者の権利の設定をし、または第三者に貸与その他の利用をさせることはできません。

(2) 不相当・不適切な行為

契約者は、本サービスにおいて次の各号の行為をしてはなりません。

①公序良俗に反する行為

②犯罪に結びつく行為

③風説の流布、その他法律に反する行為

④他の契約者または第三者の著作権、商標権、その他の権利を侵害する行為、またはそのおそれのある行為

⑤他の契約者または第三者の財産、プライバシーを侵害する行為

⑥他の契約者または第三者を誹謗中傷するような行為

⑦他の契約者または第三者に不利益を与えるような行為

⑧本サービスの運営を妨げるような行為

⑨本サービスで提供される情報を不正の目的をもって利用する行為

⑩当行の信用を毀損するような行為

⑪自分以外の人物を名乗ったり、代表権や代理権がないにもかかわらず会社などの組織を名乗ったり、または他の人物や組織との提携、協力関係を偽る等の行為

⑫前各号のほか、当行が不相当・不適切と判断する行為

第17条（契約期間）

本契約の契約期間は、契約日から起算して1年間とします。契約者または当行から相手方に対して特段の意思表示がない限り、期間満了日の翌日からさらに1年間継続することとし、以降も同様とします。

第18条（解約・一時停止等）

(1) 任意解約

本契約は、当事者の一方の都合により、相手方に通知することによりいつでも解約できます。

(2) 解約の通知

- ① 契約者から当行に対する解約の通知は、当行所定の書面によるものとします。なお、解約は、当行の解約手続が終了した後に有効となり、その前に生じた損害については、当行は責任を負いません。ただし、当行所定の期間は即時に解約できない場合があります。この場合、当該期間中はこの規定が適用されます。
- ② 解約の通知を当行が書面により行う場合において、当行が契約者あて解約の通知を届出の住所あてに発信した場合に、その通知が延着しまたは到達しなかったときは、通常到達すべき時に到達したものとみなします。

(3) 当行の判断によるサービスの一時停止または解約

当行は、契約者との相互の信頼関係に疑義が生じる事由（本サービスの利用として不適切であるなどをいうが、これに限らない。）が発生したと判断した場合、契約者に事前に通知することなく本サービスの利用を一時停止し、または本契約を解約することができます。

(4) 契約の終了

次の各号の事由が一つでも生じた場合には、本契約は終了するものとします。

- ① 契約期間が満了したとき
- ② 前3項により契約が解約されたとき
- ③ 代表口座が解約されたとき
- ④ 支払の停止または破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算開始もしくはこれらに類する国内外法上の手続開始の申立があったとき
- ⑤ 手形交換所または電子債権記録機関の取引停止処分（これに準ずる措置を含む。）を受けたとき
- ⑥ 住所変更の届出を怠るなどの契約者の責めに帰すべき事由によって、当行に契約者の所在が不明となったとき
- ⑦ 前各号のほか、当行が本サービスの中止を必要とする相当の事由が生じたとき

(5) 利用口座の解約の場合の取扱い

利用口座が解約されたときは、その口座に係る限度において本サービスは解約されたものとみなします。

(6) 処理の中止

本契約が終了した場合、その時点までに処理が完了していない依頼について、当行はその処理を継続する義務を負いません。

(7) 手数料等の清算

契約者は、当行に対し本サービスに関する何らかの債務を負担しているときは、解約時に全額を支払うものとします。

第19条（不正利用による損害）

- (1) 本人確認情報の盗用等により、第三者に本サービスを不正に利用され生じた取引については、契約者の責めによらず生じ、かつ当行所定の事項をすべて満たす場合、契約者は当行に対し、当該取引に係る損害（手数料や利息を含みます。）の額に相当する金額の補てんを請求することができます。
- (2) 当行は、契約者の請求が前項に定める内容であることを確認のうえ、当該取引に係る損害について、一事故あたり当行所定の限度額の範囲内で補てんするものとします。
なお、一事故とは、期間に関係なく同一の犯行等による被害と当行が判定する事故をいいます。

第20条（免責事項等）

- (1) 相当の注意をもって第10条第(2)項に定める本人確認を行ったうえは、パソコン、トークンをインストールしたスマートフォン等、本人認証情報および依頼内容等について偽造、変造、改ざん、盗用、不正使用その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当行は、第19条による補てん責任を負う場合を除き、責任を負いません。
- (2) 契約者による本サービスの利用に伴い当行または契約者の指定する口座から引落した金額の全部または一部を契約者に返金する場合、当行は、別に定めがあるときを除き、預金利息、損害金をつけません。返金手続の遅延等に伴い契約者または第三者に生じた損害については、当行は責任を負いません。
- (3) 次の各号の事項に起因して契約者に損害が生じても、当行は責任を負いません。
 - ① 災害、事変、輸送途中の事故、不可抗力による障害、裁判所等公的機関の措置等の事由または当行の責めに帰することができない事由により、取扱いに遅延、停止または不能が生じたとき
 - ② 当行の責めに帰することができない事由により、端末・通信機器、回線・通信網、コンピュータ等に故障、障害等（電話不通その他の通信手段の故障、障害等を含みます。）があったとき
 - ③ 当行または金融機関の共同利用システムの運営体が相当の安全措置を講じたにもかかわらず、電子機器、通信機器、通信回線またはコンピュータ等に障害が生じたとき
 - ④ 当行以外の金融機関の責めに帰すべき事由があったとき

- ⑤前各号のほか、当行の責めに帰することができないとき
- (4) 次の各場合、そのために契約者または第三者に生じた損害については、当行は責任を負いません。
- ① 当行が契約者の届出住所に送付する「ご利用開始のお知らせ」に添付した初回利用登録に必要な情報の一部が、郵送上の事故等、当行の責めに帰することができない事由により、契約者以外の第三者の知り得るところとなった場合
- ② 契約者の届出住所または利用者の登録アドレスが、当行の責めに帰することができない事由により、第三者の住所または電子メールアドレスになっていた場合
- ③ 契約者から送信、通知された本人認証情報および依頼内容等が、回線・通信網等の経路における盗聴・不正アクセス等、当行の責めに帰することができない事由により、契約者以外の第三者の知り得るところとなった場合
- ④ 本サービスの利用による取引内容や残高等について、契約者と当行との間で疑義が生じ、第12条第(3)項第②号による取扱いをした場合
- (5) 本サービスの利用において、契約者が記名押印した利用申込書、諸届その他の書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いしたうへは、印章またはそれらの書類につき偽造、変造、盗用、不正使用その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当行はいっさい責任を負いません。
- (6) 当行の責めに帰すべき事由による損害のうち、特別の事情によって生じた損害については、当行の予見可能性の有無にかかわらず、当行は責任を負いません。ただし、当行に故意または重大な過失がある場合はこの限りではありません。
- (7) この規定により当行が免責される損害には損失および費用等も含まれるものとします。
- (8) 契約者がこの規定に違反する行為または不正もしくは違法な行為によって当行に損害を与えた場合、当行は当該契約者に対してその損害の賠償を請求できるものとします。

第21条（規定の変更等）

- (1) 本契約におけるサービスの種類・内容等は、当行の都合で改廃することがあります。また、改廃のために、一時的に利用を停止させていただくことがあります。
- (2) 本サービスの取扱時間、利用限度、手数料等は、当行の都合で改廃することがあります。
- (3) 第(1)項および第(2)項の改廃および変更については、当行が適当と認める方法及び範囲で告知します。
- (4) この規定の各条項は、金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当行ホームページへの掲載またはその他相当の方法で公表することにより、変更できるものとします。
- (5) 前項の変更は、公表の際に定める相当な期間を経過した日から適用されるものとします。

第22条（関係規定の適用・準用）

この規定に定めのない事項については、関係規定の定めにより取扱います。

第23条（弁護士費用）

本契約の債務不履行による責任を任意に履行しないで、弁護士費用が発生したときは、当事者は所定の費用を支払うものとします。

第24条（準拠法・管轄）

本契約および本契約に基づく諸取引の契約準拠法は日本法とします。本契約に基づく諸取引に関して訴訟の必要が生じた場合には、当行本店の所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とします。

第2章 照会サービス

第25条（サービスの内容等）

(1) 照会サービスの内容

照会サービスは、契約者のパソコンからの依頼に基づき、利用口座のうち契約者が指定する口座の当行所定の時点における残高、および当行所定の期間内における入出金明細等の口座情報を提供するサービスです。なお、口座情報を提供する口座の種目は当行所定の種目とします。

(2) 提供内容の変更・取消

当行が口座情報を提供した後に、取引内容に変更または取消があった場合は、既に提供した内容について変更または取消することがあります。なお、かかる変更または取消のために生じた損害については、当行は責任を負いません。

第3章 振込振替サービス

第26条 (サービスの内容等)

(1) 振込振替サービスの内容

振込振替サービスは、契約者のパソコンからの依頼に基づき、利用口座のうち契約者が指定する口座（以下本条および第9条第(3)項第①号において「支払指定口座」といいます。）から振込振替資金を引落しのうえ、当該振込振替資金の入金口座（以下本条において「入金指定口座」といいます。）あてに振込通知を発信し、または振替の処理を行うサービスです。ただし、この取引（以下「振込振替取引」といいます。）の依頼のうち、振込先金融機関によっては、受付ができないものがあります。

(2) 入金指定口座

入金指定口座として指定できる口座は、全国銀行データ通信システムに加盟する金融機関（当行も含み、以下「加盟金融機関」といいます。）の国内本支店にある当行所定の種目の預金口座とします。なお、入金指定口座の指定方式は、振込振替取引の都度、契約者が入金指定口座を指定する「都度指定方式」のみの利用となります。

(3) 振込振替指定日

契約者は、振込振替指定日として当行所定の営業日を指定することができます。

(4) 振込振替手続

当行は、第12条第(2)項により依頼内容が確定した場合には、原則として振込振替指定日に、関係規定の定めにかかわらず、通帳、証書、各種請求書、当座小切手その他いっさいの提出を要することなく、振込振替手続を行います。なお、振込振替指定日を依頼日の翌日以降とするときは、振込振替指定日の前営業日までに振込振替資金を支払指定口座に準備しておくものとします。

(5) 手数料等の引落とし

振込振替取引に関する手数料等は、第9条第(2)項および第(3)項に定める方法に従い、自動的に引落とします。

(6) 振込振替の不能事由等

次のいずれかに該当する場合、当行はその振込振替の依頼はなかったものとして取扱います。

- ① 振込振替取引に必要な金額（手数料等を含むことがあります。）が、支払指定口座から引落とし可能な金額を超え、所定の時限までに自動引落としをすることができなかつたとき
- ② 支払指定口座または入金指定口座のいずれか一つでも解約済であるなど不存在のとき
- ③ 支払指定口座について、契約者から支払停止の届出があり、それに基づき当行が所定の手続を行ったとき
- ④ 差押等やむを得ない事情があり、当行が振込振替取引の依頼を取扱うことが不適当と認めたとき
- ⑤ 第18条第(4)項に定める契約の終了事由が発生したとき
- ⑥ 当行が契約者について法令で定める本人確認等の確認を行うことができなかったとき
- ⑦ 通信機器、回線・通信網、コンピュータ等の故障、障害等（電話不通その他の通信手段の故障、障害等を含みます。）により、取扱いができなくなったとき
- ⑧ 前各号のほか、当行が取扱いを不適当または不可能と認めたとき

(7) 前項第①号において、支払指定口座からの引落としが本サービスによるものに限らず複数ある場合で、その引落としの総額が支払指定口座より引落すことができる金額を超えるときは、そのいずれを引落すかは当行の任意とします。なお、振込振替資金決済が不能となった振込振替取引の依頼については、所定の時限後に資金の入金があっても振込振替取引は行われません。

(8) 振込振替資金の返却

振込振替サービスにおいて「入金指定口座該当なし」等の事由により振込先金融機関から振込振替資金が返却されたときは、当行はその振込振替資金を支払指定口座に入金するものとします。この場合、振込振替手数料等相当額は返却しません。

(9) 依頼内容の変更・取消・組戻し

- ① 第12条第(2)項により依頼内容が確定した場合には、依頼内容の変更または取消は原則としてできないものとします。ただし、振込振替指定日を依頼日の翌日以降とするときは、当行所定の時限内であれば、契約者はパソコンを用いて当行が指定する方法により依頼内容の取消をすることができるものとします。
- ② 前号のパソコンによる依頼内容の取消の取扱いについては、その情報を当行が受信した時点で確定するものとします。
- ③ 当行がやむを得ないものと認めて組戻しまたは変更を承諾する場合には、当行は契約者から支払指定口座の取扱店において当行所定の依頼書の提出を受け、当行所定の組戻手数料等を受入れたうえで、その手続を行うものとします。この場合、振込振替手数料等相当額は返却しません。
- ④ 契約者の当行口座間の振込振替取引については、訂正、組戻しはできません。

第4章 データ伝送サービス

第27条 (サービスの内容)

データ伝送サービスは、総合振込・給与振込の取組を依頼する場合に利用できます。この場合、契約者はパソコンにより依頼する明細を当行所定の仕様により当行に送信するなどの手続を行うこととします。

第28条 (総合振込)

(1) 総合振込の内容

- ① 当行は、申込書記載の代表口座の取扱店を取りまとめ店として、契約者からの依頼によるデータ伝送サービスを利用した総合振込事務を受託します。
- ② 振込資金を自動振替により引落す口座（以下本条および第9条第(3)項第①号において「支払指定口座」といいます。）は代表口座とします。また、振込先として指定できる口座は、加盟金融機関の国内本支店にある当行所定の種目の預金口座（以下本条において「入金指定口座」といいます。）とします。
- ③ 振込依頼はあらかじめ指定された日時までに所定の方法で行ってください。
- ④ 当行は、依頼を受けたデータに基づき、振込指定日に入金指定口座に入金するよう振込手続を行います。
- ⑤ 当行は、振込受取人に対して、入金についての通知は行いません。

(2) 振込指定日

契約者は、振込指定日として当行所定の営業日を指定することができます。

(3) 振込手続

- ① 振込資金は、振込指定日の前営業日までに支払指定口座へ入金してください。
- ② 当行は、第12条第(2)項により依頼内容が確定した場合には、原則として振込指定日当日に、関係規定の定めにかかわらず、通帳、証書、各種請求書、当座小切手その他いっさいの提出を要することなく、振込資金を支払指定口座から自動振替により引落とし、振込指定日に振込手続を行います。なお、上記振込資金の自動振替が不能となった場合、当行は、事由のいかんを問わず、振込手続を行いません。

(4) 手数料等の引落とし

総合振込に関する手数料等は、第9条第(2)項および第(3)項に定める方法に従い、自動的に引落とします。

(5) 振込の不能事由等

次のいずれかに該当する場合、当行はその振込の依頼はなかったものとして取扱います。この場合、当行は契約者から受信した情報を当行の判断により契約者に通知することなく廃棄することができるものとします。

- ① 振込資金が、支払指定口座から引落すことができる金額を超え、所定の時限までに自動引落としをすることができなかったとき
 - ② 支払指定口座または入金指定口座のいずれか一つでも解約済であるなど不存在のとき
 - ③ 支払指定口座について、契約者から支払停止の届出があり、それに基づき当行が所定の手続を行ったとき
 - ④ 差押等やむを得ない事情があり、当行が振込の依頼を取扱うことが不相当と認めたとき
 - ⑤ 第18条第(4)項に定める契約の終了事由が発生したとき
 - ⑥ 当行が契約者について法令で定める本人確認等の確認を行うことができなかったとき
 - ⑦ 通信機器、回線・通信網、コンピュータ等の故障、障害等（電話不通その他の通信手段の故障、障害等を含みます。）により、取扱いができなくなったとき
 - ⑧ 前各号のほか、当行が別に定める所定の手続がとられていないなどのやむを得ない事情があり、当行が取扱いを不相当または不可能と認めたとき
- (6) 前項第①号において、支払指定口座からの引落としが本サービスによるものに限らず複数ある場合で、その引落としの総額が支払指定口座より引落すことができる金額を超えるときは、そのいずれを引落すかは当行の任意とします。なお、振込資金決済が不能となった振込の依頼については、所定の時限後に資金の入金があっても振込は行われません。

(7) 振込資金の返却

総合振込において「入金指定口座該当なし」等の事由により振込先金融機関から振込資金が返却されたときは、当行のその振込資金を支払指定口座に入金するものとします。この場合、振込手数料等相当額は返却しません。

(8) 依頼内容の変更・取消・組戻し

- ① 第12条第(2)項により依頼内容が確定した場合でも、依頼日当日の当行所定の時限内であれば、契約者はパソコンを用いて当行が指定する方法により依頼内容の取消をすることができるものとします。
- ② 前号のパソコンによる依頼内容の取消の取扱いについては、その情報を当行が受信した時点で確定するものとします。

- ③当行がやむを得ないものと認めて組戻しまたは変更を承諾する場合には、当行は契約者から支払指定口座の取扱店において当行所定の依頼書の提出を受け、当行所定の組戻手数料等を受入れたうえで、その手続を行うものとします。この場合、振込手数料等相当額は返却しません。

第 29 条 (給与振込)

(1) 給与振込の内容

- ①当行は、申込書記載の代表口座の取扱店を取りまとめ店として、契約者が契約者の役員ならびに従業員（以下「受給者」といいます。）に対して支給する報酬・給与・賞与・手当等（以下「給与」といいます。）を、データ伝送サービスを利用して受給者が指定する預金口座へ振込む事務を受託します。
- ②振込資金を自動振替により引落す口座（以下本条および第 9 条第(3)項第①号において「支払指定口座」といいます。）は代表口座とします。また、受給者が振込先として指定できる口座は、加盟金融機関の国内本支店にある受給者本人名義の当行所定の種目の預金口座（以下「入金指定口座」といいます。）とします。
- ③当行に給与振込を依頼する場合には、事前に振込先口座の確認を行い、「給与振込依頼書」により当行あて通知してください。当行は、取扱店に対して、受給者の預金口座の確認を依頼し、結果を「給与振込口座確認書」等により回答します。
- ④振込依頼はあらかじめ指定された日時までに所定の方法で行ってください。
- ⑤当行は、依頼を受けたデータに基づき、振込指定日に入金指定口座に入金するよう振込手続を行います。
- ⑥当行は、受給者に対して、入金についての通知は行いません。

(2) 振込指定日

契約者は、振込指定日として当行所定の営業日を指定することができます。

(3) 振込手続

- ①振込資金は、振込指定日の前営業日までに支払指定口座へ入金してください。
- ②当行は、第 12 条第(2)項により依頼内容が確定した場合には、原則として振込指定日の前営業日に、関係規定の定めにかかわらず、通帳、証書、各種請求書、当座小切手その他いっさいの提出を要することなく、振込資金を支払指定口座から自動振替により引落とし、振込指定日に振込手続を行います。なお、上記振込資金の自動振替が不能となった場合、当行は、事由のいかんを問わず、振込手続を行いません。
- ③受給者に対する給与振込金の支払開始時期は、取扱店が当行本支店の場合は給与振込指定日の営業開始時からとし、取扱店が他行の場合は給与振込指定日の午前 10 時からとします。

(4) 手数料等の引落とし

給与振込に関する手数料等は、第 9 条第(2)項および第(3)項に定める方法に従い、自動的に引落とします。

(5) 振込の不能事由等

次のいずれかに該当する場合、当行はその振込の依頼はなかったものとして取扱います。この場合、当行は契約者から受信した情報を当行の判断により契約者に通知することなく廃棄することができるものとします。

- ①振込資金が、支払指定口座から引落すことができる金額を超え、所定の時限までに自動引落としをすることができなかつたとき
- ②支払指定口座または入金指定口座のいずれか一つでも解約済であるなど不存在のとき
- ③支払指定口座について、契約者から支払停止の届出があり、それに基づき当行が所定の手続を行ったとき
- ④差押等やむを得ない事情があり、当行が振込の依頼を取扱うことが不相当と認められたとき
- ⑤第 18 条第(4)項に定める契約の終了事由が発生したとき
- ⑥当行が契約者について法令で定める本人確認等の確認を行うことができなかったとき
- ⑦通信機器、回線・通信網、コンピュータ等の故障、障害等（電話不通その他の通信手段の故障、障害等を含みます。）により、取扱いができなくなったとき
- ⑧前各号のほか、当行が別に定める所定の手続がとられていないなどのやむを得ない事情があり、当行が取扱いを不相当または不可能と認められたとき

(6) 前項第①号において、支払指定口座からの引落としが本サービスによるものに限らず複数ある場合で、その引落としの総額が支払指定口座より引落すことができる金額を超えるときは、そのいずれを引落すかは当行の任意とします。なお、振込資金決済が不能となった振込の依頼については、所定の時限後に資金の入金があっても振込は行われません。

(7) 振込資金の返却

給与振込において「入金指定口座該当なし」等の事由により振込先金融機関から振込資金が返却されたときは、当行はその振込資金を支払指定口座に入金するものとします。この場合、振込手数料等相当額は返却しません。

(8) 依頼内容の変更・取消・組戻し

- ①第 12 条第(2)項により依頼内容が確定した場合でも、依頼日当日の当行所定の時限内であれば、契約者はパソコンを用いて当行が指定する方法により依頼内容の取消をすることができるものとします。
- ②前号のパソコンによる依頼内容の取消の取扱いについては、その情報を当行が受信した時点で確定するものとします。
- ③当行がやむを得ないものと認めて組戻しまたは変更を承諾する場合には、当行は契約者から支払指定口座の取扱店において当行所定の依頼書の提出を受け、当行所定の組戻手数料等を受入れたうえで、その手続を行うものとします。この場合、振込手数料等相当額は返却しません。

以 上

実施日：2020年3月16日